

# 建設業者のための 建設業法

---



国土交通省九州地方整備局  
建政部計画・建設産業課

## 建設業法上の用語のポイント

- 1 「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
- 2 「建設業者」とは、建設業の許可を受けている者  
「建設業を営む者」とは、建設業の許可を受けている・受けていないにかかわらず、全ての建設業を営む者と使い分けています。
- 3 「発注者」とは、建設工事の最初の注文者  
「元請負人」とは、下請契約における注文者  
「下請負人」とは、下請契約における請負人と定義され、通称や契約上の名称とは異なります。

通称	発注者(施主)	⇔	元請業者	⇔	一次下請	⇔	二次下請	⇔	三次下請
建設業法上	発注者	⇔	元請負人	⇔	下請負人				
					元請負人	⇔	下請負人		
							元請負人	⇔	下請負人
契約上	注文者(甲)	⇔	請負人(乙)						
			注文者(甲)	⇔	請負人(乙)				
					注文者(甲)	⇔	請負人(乙)		
							注文者(甲)	⇔	請負人(乙)

- 4 「営業所」とは、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。
- 5 「建設工事の請負契約」とは、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。資材納入、調査業務、運搬業務などその内容自体が、建設工事ではないものは建設工事の請負契約に該当しません。
- 6 「請負代金の額」とは、消費税を含んだものをいいます。

## 目次

許可の必要な範囲	1
大臣許可と知事許可	2
一式工事業と専門工事業	3
一般建設業と特定建設業	4
主任技術者(監理技術者)	5
工事現場での専任・非専任	6
専任で設置すべき期間	7
主任技術者又は監理技術者の雇用関係	9
営業所の専任技術者と主任技術者等の関係	10
専門技術者	11
見積書	12
契約書	13
検査・引渡し	14
支払	15
施工体制台帳・施工体系図	16
経営事項審査について	22
建設業者に対する指導・監督	23

### 【資料編】

許可の要件	24
指定学科一覧	30
許可申請の手続き	31
許可行政庁一覧	35
標識の掲示	37
帳簿の備付け	38
建設工事の業種区分	39
監理技術者や主任技術者となりうる国家資格等	43



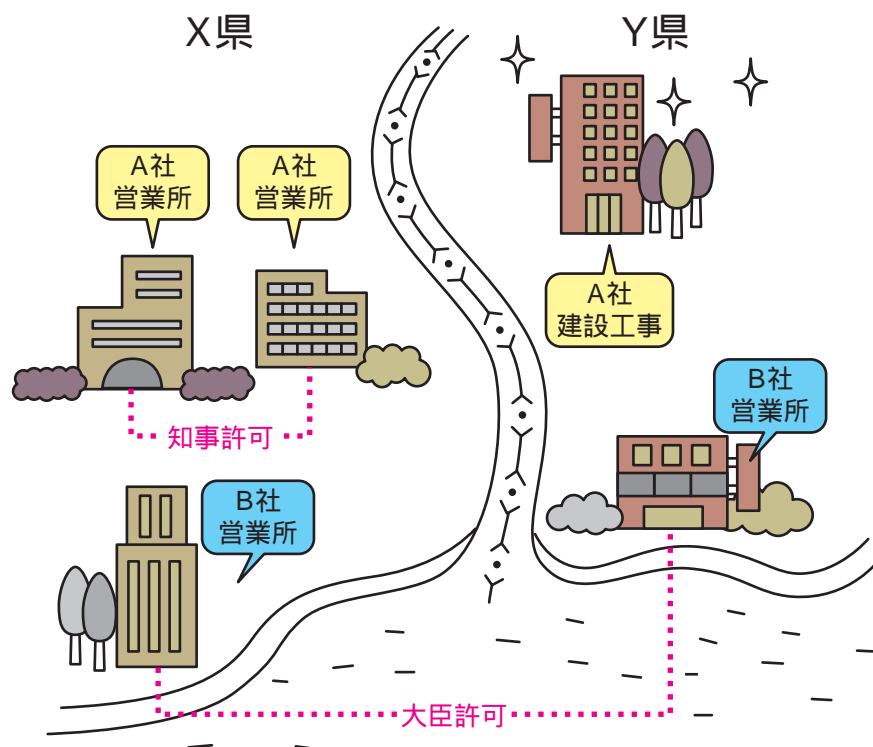
## 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、許可を受けようとする者の営業所の設置状況によって、大臣許可と知事許可に区分されます。

建設業を営もうとする営業所が一つの都道府県の区域内にのみ存する場合は、その都道府県知事が許可をし、二つ以上の都道府県に存する場合には、国土交通大臣が許可をします。

また、従たる営業所が許可を受けた業種について**軽微な建設工事のみを行う場合も法に規定する営業所に該当し**、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可が必要です。

なお、営業できる区域および建設工事を施工できる区域について制限等はありません。



## 一式工事業と専門工事業

建設業の許可は2つの一式工事業と26の専門工事業に分けて行われます。

一式工事とは「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事」で、基本的には各種の専門工事を組み合わせて行う工事です。例えば大工工事、左官工事、屋根工事、管工事、電気工事、内装仕上工事などを組み合わせて行われる住宅の建築は建築一式工事に該当します。

一式工事の許可業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である各種の専門工事を施工するときには、次のいずれかの方法で施工することになります。

- ① 当該専門工事について主任技術者となりうる資格を有する者を専門技術者として設置して自ら施工する（専門技術者の設置についてはP11参照）。
- ② 当該専門工事について許可を有する専門工事業業者に下請負させる。

しかし、一式工事の許可のみを受けている者が、**専門工事を単独で請け負う場合には専門工事の許可が必要となります。**

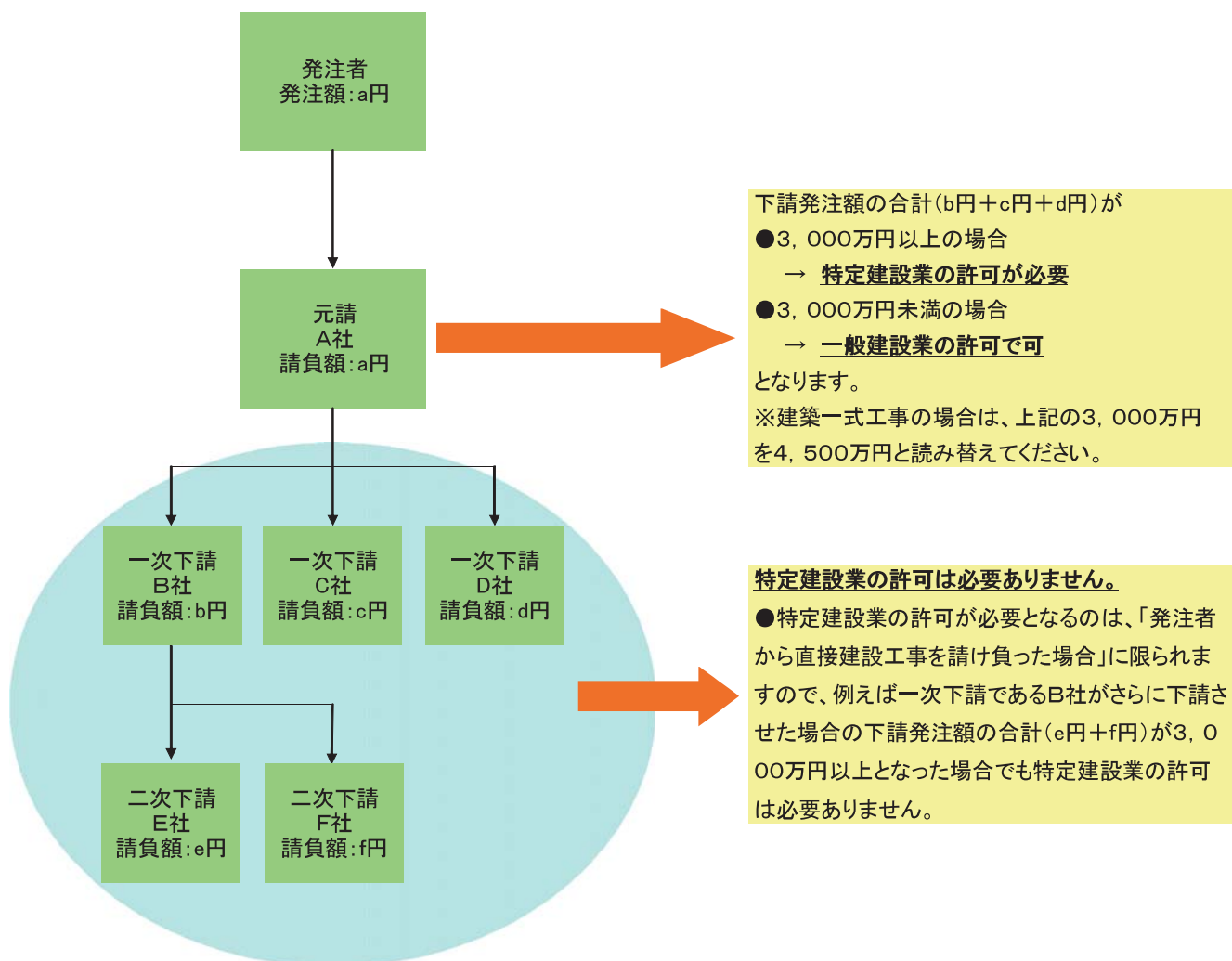


## 一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、建設工事の施工に際しての下請契約の合計金額等によって、一般建設業と特定建設業に区分されます。

**発注者から直接請け負った（いわゆる元請）** 一件の建設工事について、下請契約の合計金額が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上となる場合には特定建設業の許可が必要となります。

なお、発注者から直接請け負う金額には一般建設業・特定建設業ともに制限はなく、また、下請負人として建設工事を施工する場合には下請契約の合計金額に制限はありません。



## 主任技術者（監理技術者）

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、一定の実務経験又は一定の資格を有する者で、施工の技術上の管理をつかさどる者（主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という））を置かなければなりません。

### 主任技術者

#### 《対象》

監理技術者を置かなければならない場合を除き、請け負った建設工事を施工する全ての建設業者（**請負金額の大小、元請・下請の区別なし**）

#### 《役割》

施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事に従事する者の技術上の指導監督

### 監理技術者

#### 《対象》

**発注者から直接建設工事を請け負った者（いわゆる元請）**で、3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上を下請契約して施工する特定建設業者

#### 《役割》

主任技術者の役割に加えて、施工を担当する全ての下請業者を適切に指導監督する総合的な機能

許可を受けている業種	指定建設業			その他		
	土木、建築、管、鋼構造物、 ほ装、電気、造園			大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設		
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計	3,000万円（*） 以上	3,000万円（*） 未満	3,000万円（*） 以上は契約できない	3,000万円（*） 以上	3,000万円（*） 未満	3,000万円（*） 以上は契約できない
工事現場の 技術者 制度	工事現場に 置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	

\* 建築一式工事の場合は4,500万円と読み替える。

## 工事現場での専任・非専任

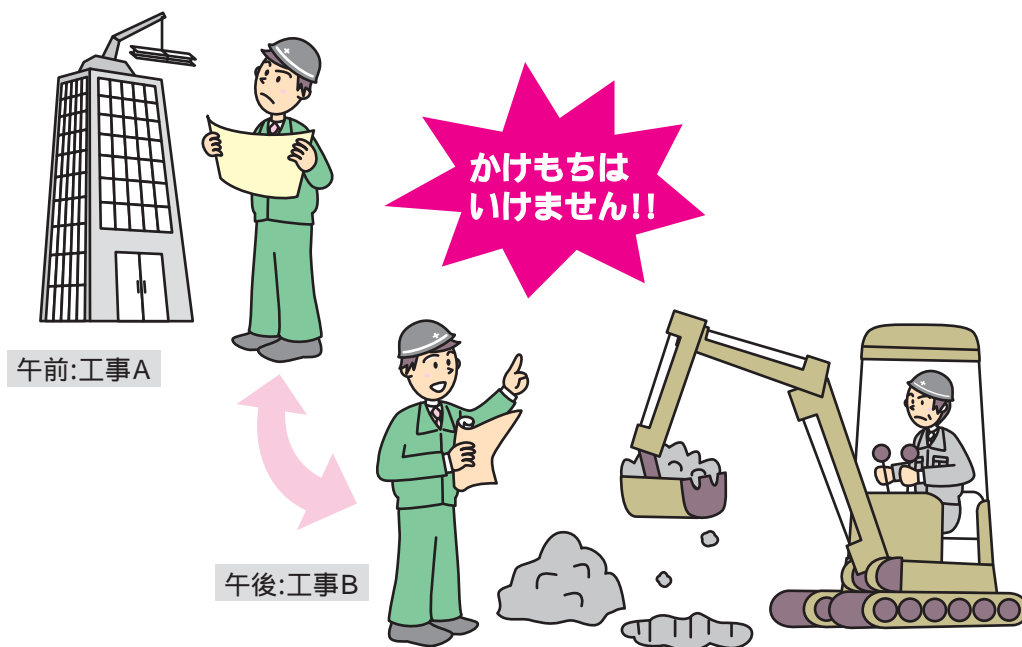
建設業者が建設工事の現場に置かなければならない監理技術者等は、当該工事が公共性のある工作物に関する重要な工事である場合には、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

なお、この現場での専任については、**元請・下請にかかわらず適用されます。**

「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは、工事一件の請負金額が2,500万円（建築一式工事である場合には5,000万円）以上で、

- ① 国、地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
  - ② 道路、橋、上下水道、電気事業用施設等の公共施設又は工作物の工事
  - ③ 学校、病院、ホテル等公衆又は多数の人が利用する施設の工事
- などの**個人住宅を除くほとんどの工事が該当します。**

工事現場に「専任」とは、他の工事現場の「主任技術者」、「監理技術者」又は「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味するものであり、常時継続的に当該工事現場に置かれていなければなりません。

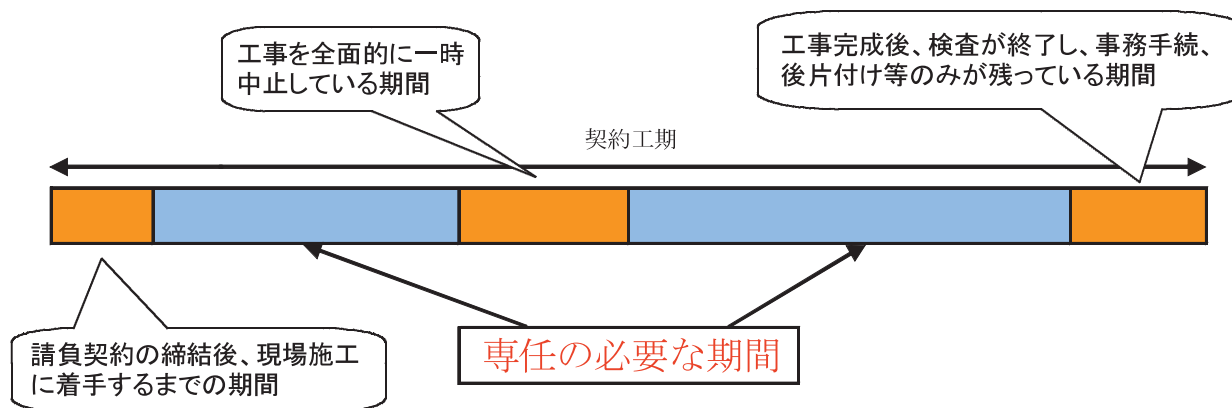


## 専任で設置すべき期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場へ専任する必要はありません。ただし、①から④の場合においては、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要です。

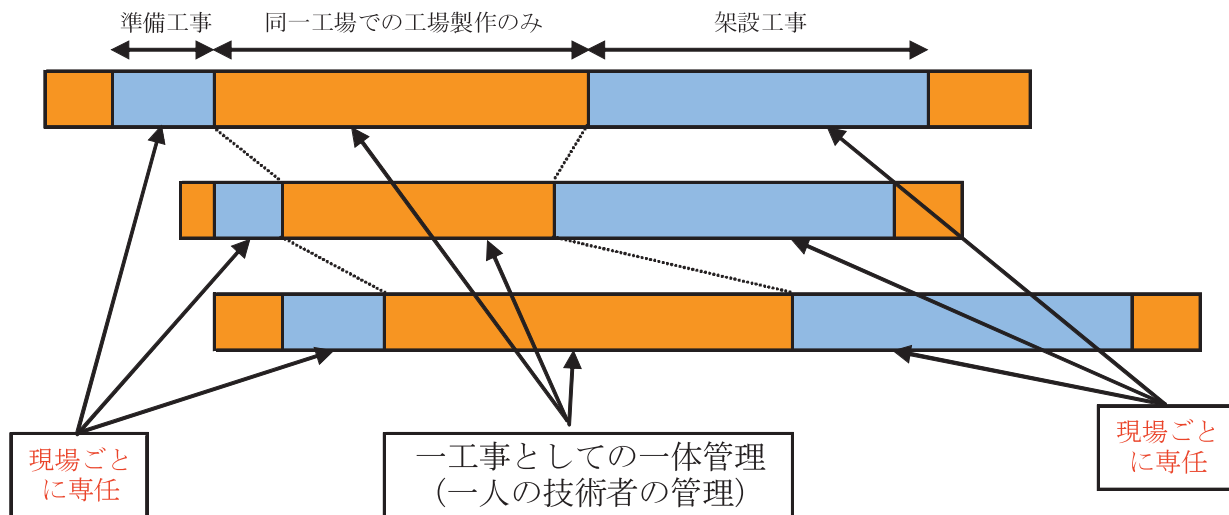
「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任を要しない期間

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間



### 「工場製作を含む場合」の専任を要しない期間

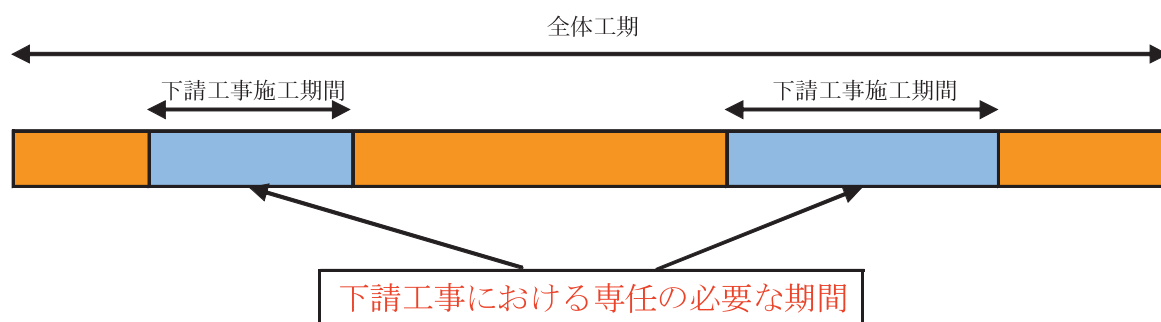
- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



### 「下請工事」の専任期間

- ⑤ 施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、下請工事が実際に行われている期間

※ ただし、請け負った下請工事の全部又は一部を、さらに別の建設業を営む者に請け負わせた場合で、当該建設業を営む者が現場で作業を行っている場合には、自らが直接施工する工事が無い期間であっても、現場に専任する必要があります。



## 主任技術者又は監理技術者の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、建設工事を請け負った建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。

「直接的な雇用関係」とは

監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。したがって、**在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。**

「恒常的な雇用関係」とは

一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいいます。したがって、**一つの工事の期間のみの短期雇用等については、恒常的な雇用関係にあるとはいえません。**

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされています。

## 営業所の専任技術者と主任技術者等の関係

建設業に関する営業の中心は各営業所にあることから、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設工事について一定の実務の経験又は資格を有する技術者を専任で置かなければなりません。

「専任」とは

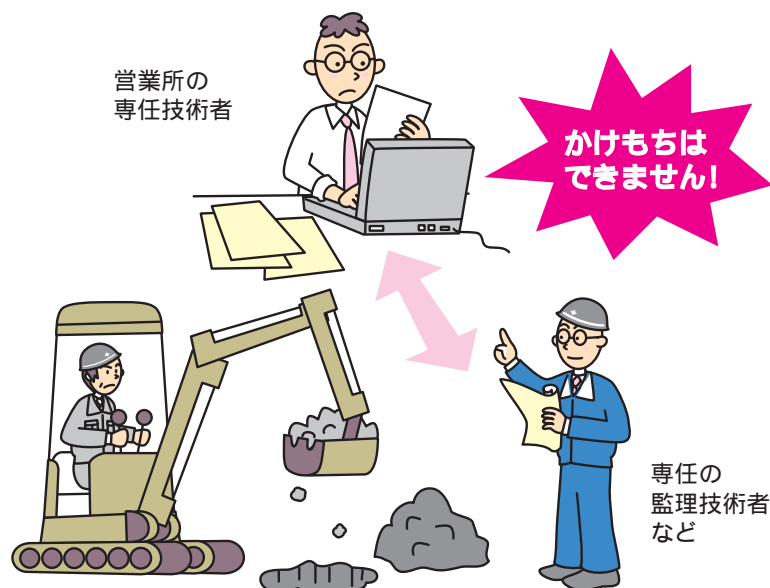
営業所に常勤して専らその職務に従事することが必要とされており、雇用契約等により建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならないが、例えば、住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者や他の営業所における専任の技術者となっている者などは「専任」とは認められません。

監理技術者等との関係は

営業所の専任技術者は営業所に常勤し、請負契約の締結にあたり技術面からサポートすることが職務です。それに対し、現場の監理技術者等は工事現場において、施工の技術上の管理をつかさどる者です。原則としてこれらを兼任することはできません。

ただし、特例として、下記の要件を全て満たす場合には監理技術者等になることができます。

- ① 専任を要しない建設工事 建設業法第26条第3項の適用を受けない建設工事  
\*基本的には、工事一件の請負金額が2,500万円 建設一式工事である場合には5,000万円 を超えない建設工事
- ② 勤務する営業所において請負契約が締結された建設工事
- ③ 現場と営業所が近接し、常時連絡をとりうる体制にあること
- ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること



## 専門技術者

一式工事を請け負った場合において、当該一式工事を構成する各専門工事を自ら施工するときには、当該専門工事に関し一定の実務経験又は一定の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

また、建設業者が許可を受けた建設業に係る建設工事の附帯工事を自ら施工する場合においても同様です。

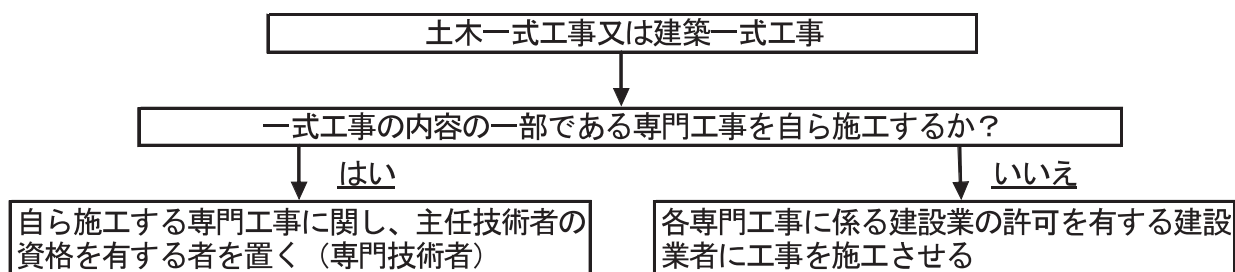
この場合の専門技術者の要件は主任技術者に要求される資格と同じです。

なお、当該一式工事等の監理技術者等が、当該専門工事における専門技術者の資格を有している場合には兼務することができます。

### 【専門技術者の設置】

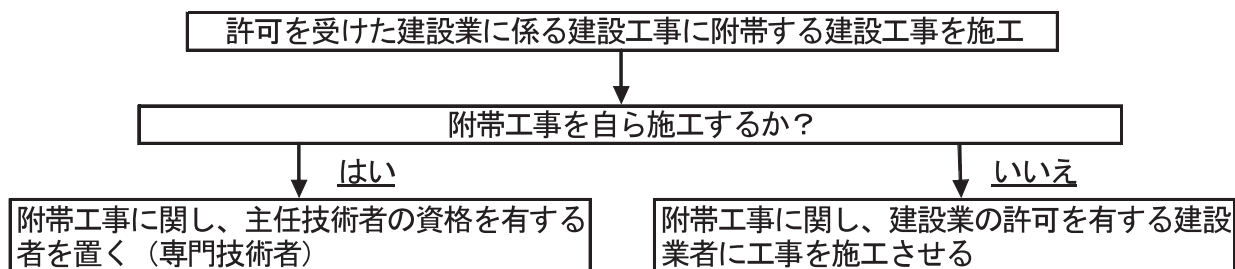
以下のいずれも「はい」の場合に専門技術者を設置することになります。

#### (1) 一式工事の施工



※ 例 住宅建築工事（建築一式工事）を施工する場合の、その内容の一部である屋根工事、電気工事等（専門工事）を自ら施工する場合には、専門技術者を置く。自ら施工しない場合には、専門工事の許可業者に施工させる（専門技術者は不要）。

#### (2) 附帯工事の施工



※ 例 建築物の電気配線の改修（電気工事）に伴い、必要が生じた内装仕上工事等（附帯工事）を自ら施工する場合には、専門技術者を置く。自ら施工しない場合には、専門工事の許可業者に施工させる（専門技術者は不要）。

## 見積書

### 【見積依頼（注文者の義務）】

建設工事の注文者は、工事内容や工期、損害の負担等の契約の内容となるべき重要な事項について、できる限り具体的に提示しなければなりません。

また、見積落とし等の問題が生じないように検討する機会を与えて、請負契約の締結に関する判断を行わせる必要があります。

### 【見積期間】

見積依頼から見積提出までの間に設けなければならない見積期間については以下のとおり定められています。

	工事一件の予定価格	見積期間
1	500万円に満たない工事	中 1 日以上
2	500万円以上 5,000万円に満たない工事	中 10 日以上
3	5,000万円以上	中 15 日以上

\*ただし、やむを得ない事情があるときは、2及び3の期間は5日以内に限り短縮することができる。

### 【見積書提出（受注者の義務）】

工事費の内訳を明らかにされた見積を行うことにより、適正な請負金額の設定が図られるだけでなく、ダンピングの防止等につながります。

このため、工事の内容に応じ、工事の種別ごとに経費の内訳を明らかにして見積を行うよう努めなければならないとされています。（努力義務）

「工事の種別」とは

切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような工事の別ごと、本館、別館のような目的物の別ごと等に分けられます。

「経費」とは

労務費及び材料費のほか、共通仮設費、現場管理費、機械経費等が考えられます。

## 契約書

民法によれば、請負契約はいわゆる口約束でも効力を生ずるとされていますが、それでは内容が不明確・不正確となり、紛争の原因となりかねません。そこで、建設業法では工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項については書面に記載し、相互に交付しなければならないと定められています。

契約書に記載しなければならない事項

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全額又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするとき、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

ただし、建設業者間の実際の取引形態を踏まえ、契約書に記載しなければならない事項を網羅していれば、下記のいずれかの方法による場合でも建設業法に違反しないものとされています。

- ① 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合
- ② それぞれに同内容の基本契約約款を添付又は印刷した注文書及び請書の交換のみによる場合

## 検査・引渡し

元請負人が完成検査を行わず、完成した工事目的物の引渡しを受けなければ、下請負人は、下請代金の支払を受けられないばかりでなく、その間工事目的物の保管責任を負わされて、不測の損害を被ることになりかねません。

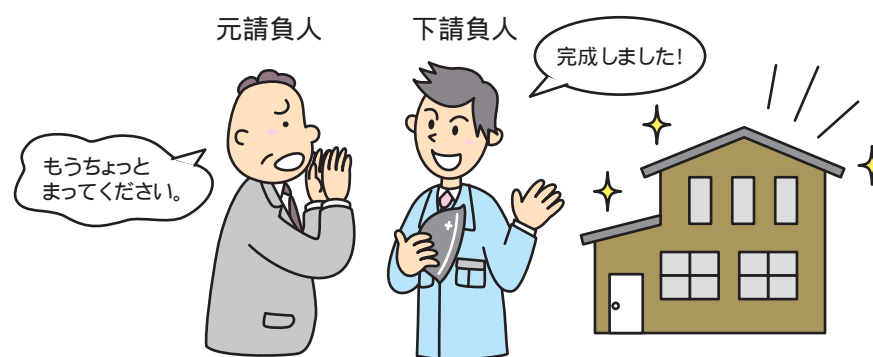
そこで、建設業法では、下請負人から工事が完成した旨の通知を受けてからの検査期日及び検査により完成を確認した後の引渡しの期日を定めています。

### 【検査期日】

下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、かつ、**できる限り短い期間内に**完成検査を完了しなければならない。

### 【引渡し】

下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに、建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。



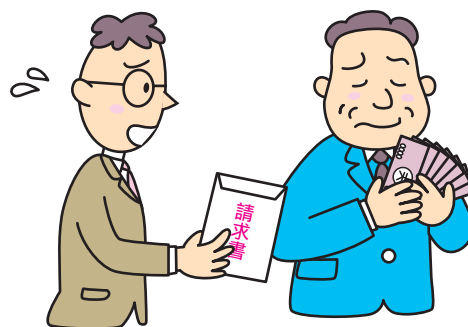
なお、「検査を完了した年月日」及び「目的物の引渡しを受けた年月日」については、建設業法第40条の3に規定される営業所ごとに備え、保存しなければならない**帳簿の記載事項**となっていることにも**注意が必要です**。

## 支払

下請代金の支払の遅延を防止し、公正な取引を確保するために、建設業法などでは下請代金の支払方法等について、次のような規定を定めています。

### 【下請代金の支払】

元請負人は注文者から出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を一月以内で、かつ、**できる限り短い期間内に**支払わなければならない。



### 【特定建設業者の下請代金の支払】

特定建設業者が注文者となった下請契約における下請代金の支払期日は、工事目的物の引渡しの申し出た日から起算して五十日以内で、かつ、**できる限り短い期間内**において定められなければならない。

### 【手形による支払】

請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金と手形を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

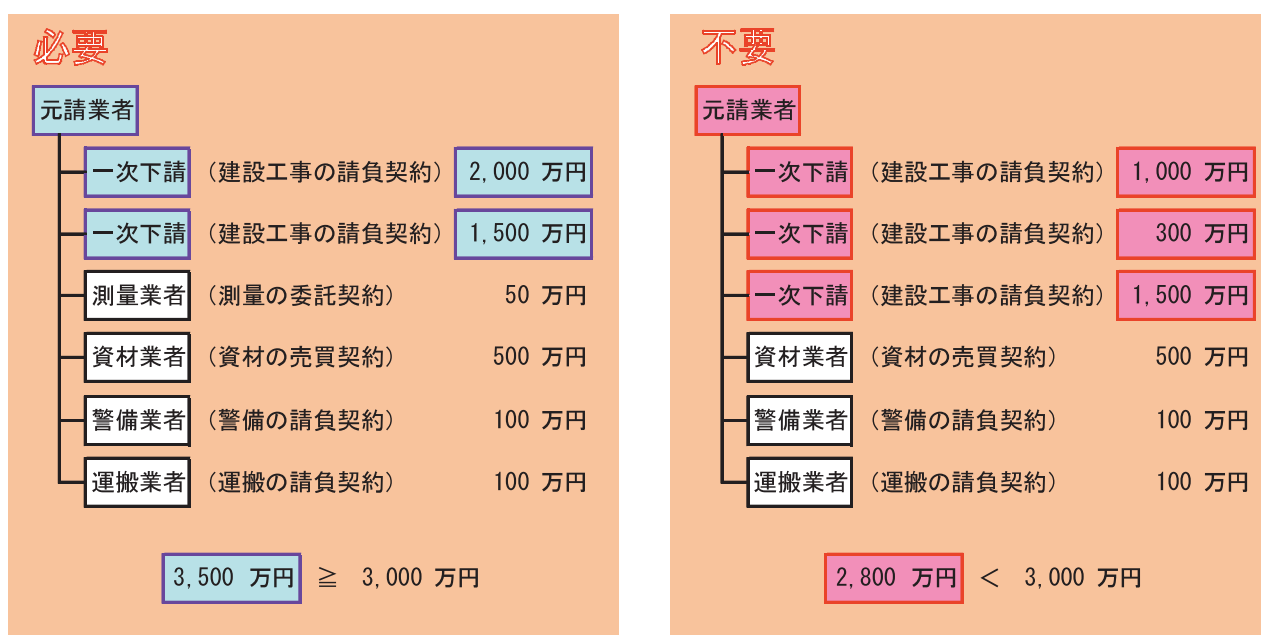
手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。



## 施工体制台帳・施工体系図

公共、民間を問わず、特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となる場合は施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。

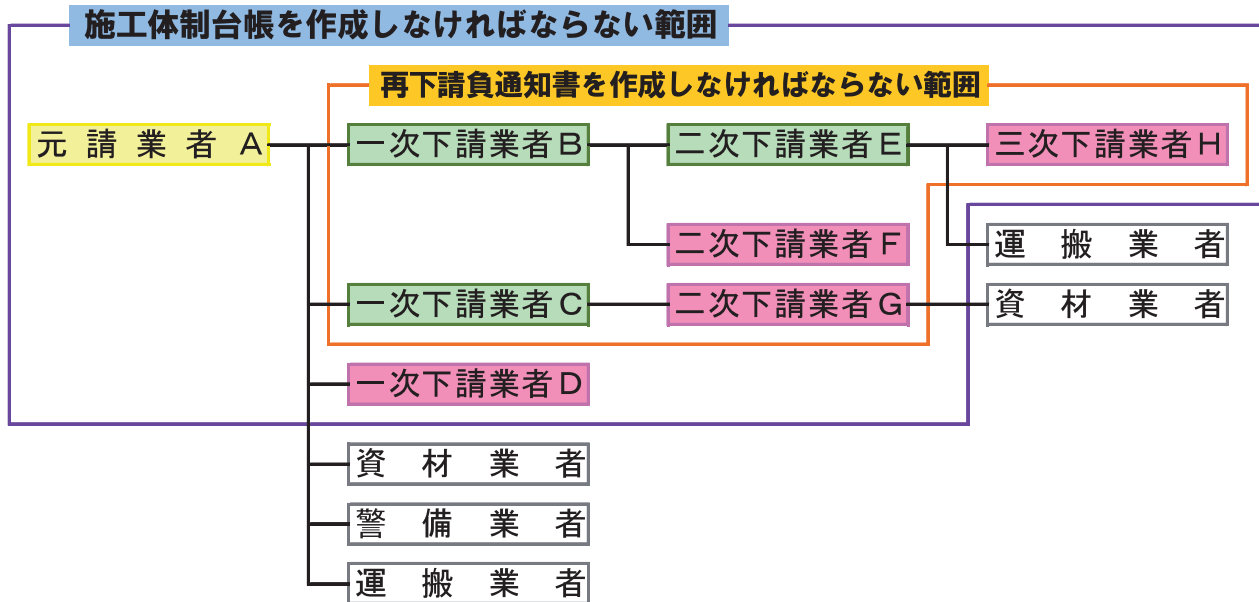
なお、建設業法において「下請契約」とは「建設工事の請負契約」であるので、それに該当しない資材納入、調査業務、運搬業務などの契約金額は含みません。



施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象となります。（建設業の許可を受けていない者を含みます。）

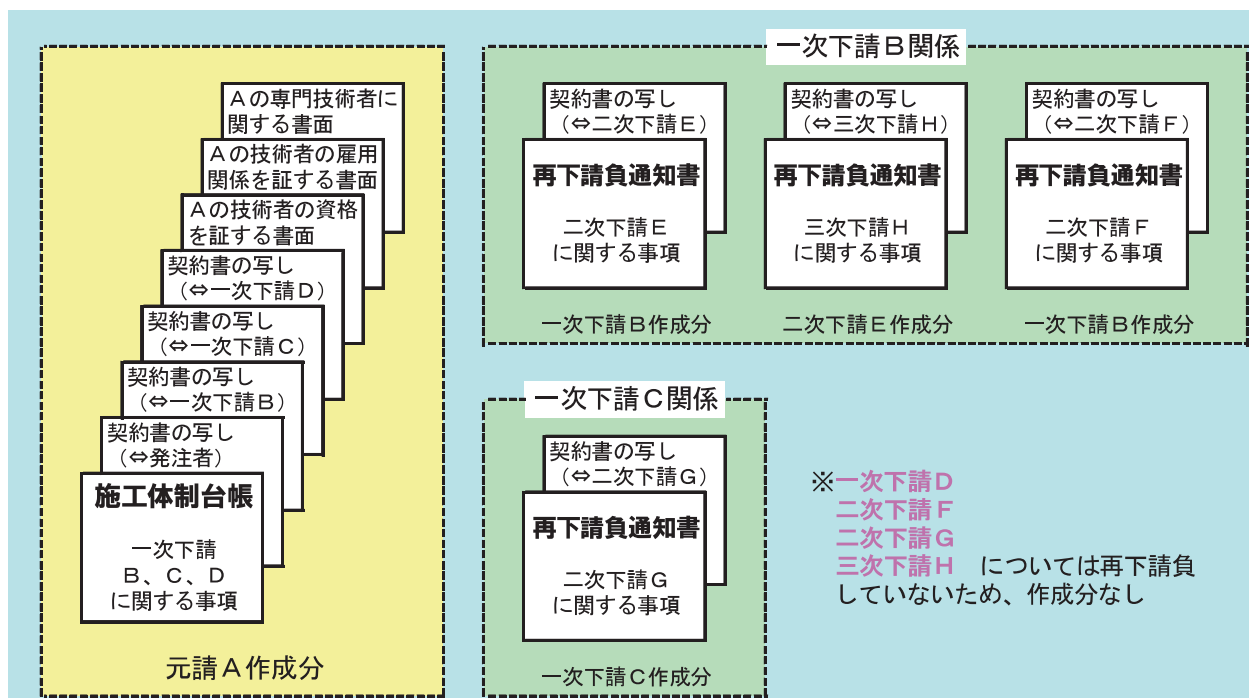
「建設工事の請負契約」に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要がありません。

ただし、仕様書等により発注者が記載を求めているときには、記載が必要となります。（例えば、国土交通省発注工事では、一次下請負人となる警備会社について記載を求めています。）



下請負人はその請け負った建設工事をさらに他の建設業を営む者に請け負わせたとき（上図の例では、B、C、Eが該当します（以下「再下請負通知人」という。））には、再下請負通知書を作成し、添付書類と併せて作成特定建設業者（いわゆる元請業者）に提出しなければなりません。

元請業者の作成する施工体制台帳及び再下請負通知人の作成する再下請負通知書並びにそれぞれの添付書類を併せて、施工体制台帳が完成します。



施工体制台帳及び施工体系図の作成等の関係は次のようになります。

	施工体制台帳		施 工 体 系 図	
	公共工事	民間工事	公 共 工 事	民 間 工 事
建設業法	作 成	作 成	作成・掲示（工事現場の見やすい場所）	作成・掲示（工事現場の見やすい場所）
入札契約 適正化法	写 し を 提 出		作成・掲示（工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所）	

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類について変更があったときは、遅滞なく、変更があった年月日を付記して、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければなりません。

# 施工体制台帳記載例

施工体制台帳を作成  
又は変更した日付

平成18年4月13日

## 施工体制台帳

[会社名]

谷小建設株式会社

[事業所名]

〇〇ビル作業所

《下請負人に関する事項》

下請負人の商号名称

会社名	福川工業株式会社	代表者名	福川 吾一
住所	〒000-0000 〇〇県☆☆市△△町12-34		
工事名称 及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 構内電気設備工事、照明設備工事		
工期	自 平成18年4月11日 至 平成19年3月1日	契約日	平成18年4月10日

下請負人が請負った  
建設工事の契約書に  
記載された工事名及  
びその工事の具体的  
内容

下請負人が請負った  
建設工事の契約書に  
記載された契約日

下請負人の受けている  
許可のうち、請  
負った建設工事の施  
工に必要な業種に係  
る許可

下請負人が置いた安  
全衛生責任者名(※)

下請負人が置いた安  
全衛生推進者名(※)

下請負人が置いた雇  
用管理責任者名

下請負人が専門技術  
者を置いた場合その  
氏名(※)

専門技術者が担当す  
る工事の具体的内容  
(※)

専門技術者の資格を具体的に記入(※)  
例) 第一種電気工事士  
実務経歴(指定学科3年・電気通信)  
実務経歴(10年・機械器具設置)

下請負人が現場代理  
人を置いた場合その  
氏名(※)

主任技術者の資格を具体的に記入  
例) 第一種電気工事士  
実務経歴(指定学科3年・電気通信)  
実務経歴(10年・機械器具設置)

### 注意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくともかまいません。
2. 〇部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後に(※)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4. 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていきますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

下請負人が請負った  
建設工事の契約書に  
記載された工期

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
工、建、電、管、 鋼、ほ、しゆ	(大臣) 特定 工事業 一般	第99999号	平成15年1月10日
電気通信	(大臣) 特定 工事業 一般	第99999号	平成15年1月10日

工事名称 及び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡)
発注者 及び 住所	△△商事株式会社 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-1
工期	自 平成18年4月5日 至 平成19年3月14日
契約 営業所	注文 太郎

区分	名称	住所
元請契約	本社	××県××市××町123-4
下請契約	☆☆支店	〇〇県☆☆市☆☆111

発注者の 監督員名	権限及び 意見申出方法	権限及び 意見申出方法
注文 太郎	契約書記載のとおり	契約書記載のとおり

監督員名	権限及び 意見申出方法	権限及び 意見申出方法
谷小 二郎	契約書記載のとおり	契約書記載のとおり

現場 代理人名	権限及び 意見申出方法	権限及び 意見申出方法
谷小 二郎	契約書記載のとおり	契約書記載のとおり

監理 技術者名	資格内容	資格内容
谷小 二郎	一級建築施工管理技師	一級建築施工管理技師

専門 技術者名	専門 技術者名	資格内容
原山 太郎	専門技術者	資格内容
担当 工事内容	実務経歴(10年・管)	担当 工事内容
	冷暖房設備工事、給排水施設工事	

### 施工体制台帳の添付書類

1. 作成特定建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
2. 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
3. 監理技術者の資格を証する書面(公共工事については監理技術者資格者証の写し)
4. 監理技術者の雇用を証する書面
5. 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

作成特定建設業者の  
商号名称

この工事を担当する  
事業所名

作成特定建設業者が  
受けている許可を全  
て記入(業種は略称  
でも可)

作成特定建設業者が  
発注者と締結した契  
約書に記載された工  
事名称とその工事の  
具体的内容

作成特定建設業者が  
発注者と締結した契  
約書に記載された工  
期

発注者と契約を締結  
した作成特定建設  
業者の営業所

一次下請と契約を締  
結した作成特定建設  
業者の営業所

一次下請を監理する  
ために作成特定建設  
業者が監督員を置い  
た場合その氏名(※)

作成特定建設業者が  
現場代理人を置いた  
場合その氏名(※)

作成特定建設業者が  
置いた監理技術者に  
ついて専任か非専任  
の該当する方に○印  
(兼任が必要かどう  
かはP6参照)

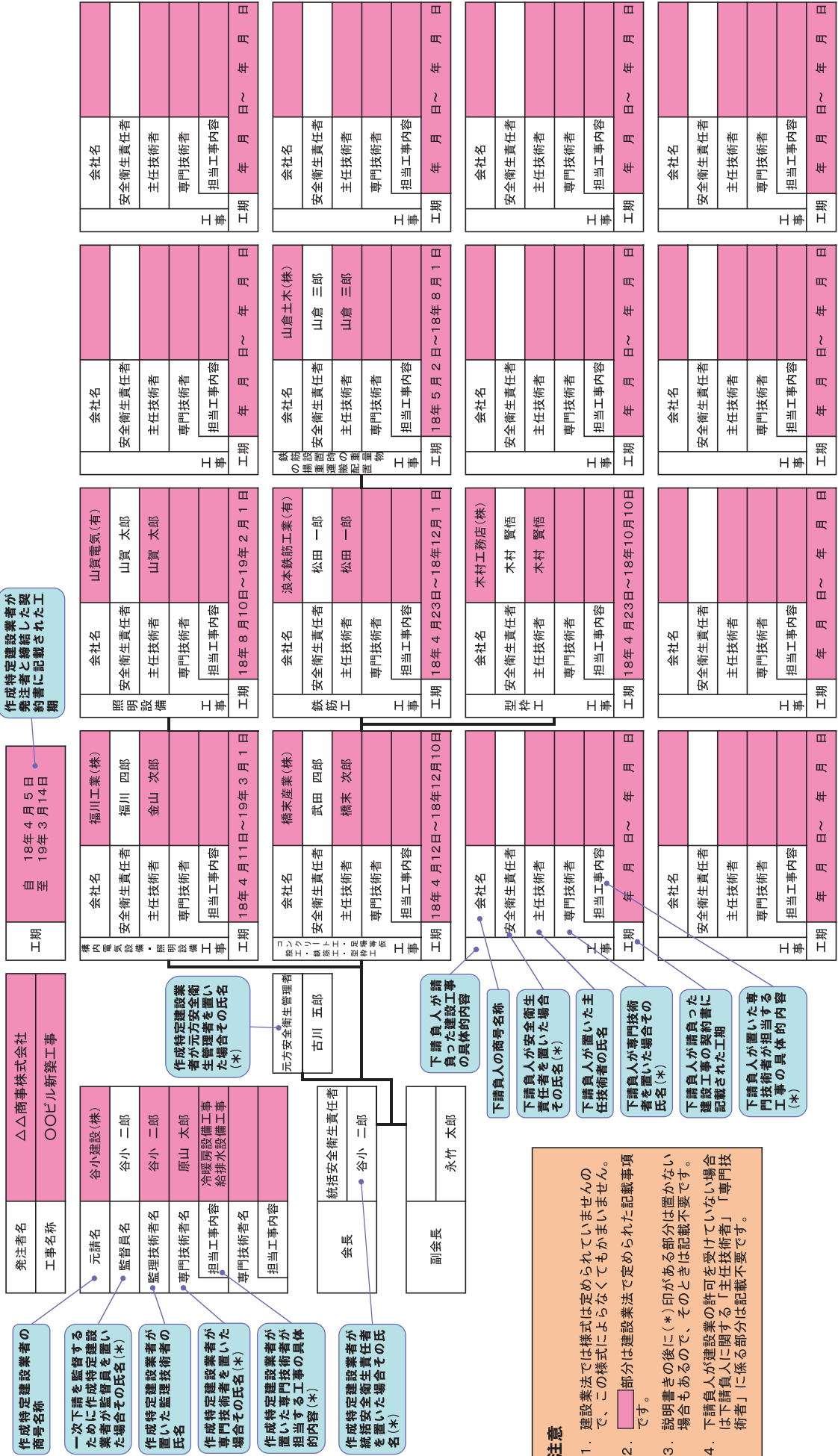
作成特定建設業者が  
置いた監理技術者の  
氏名

専門技術者が担当す  
る工事の具体的内容  
(※)



# 施工体系図記載例

## 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図



## 経営事項審査について

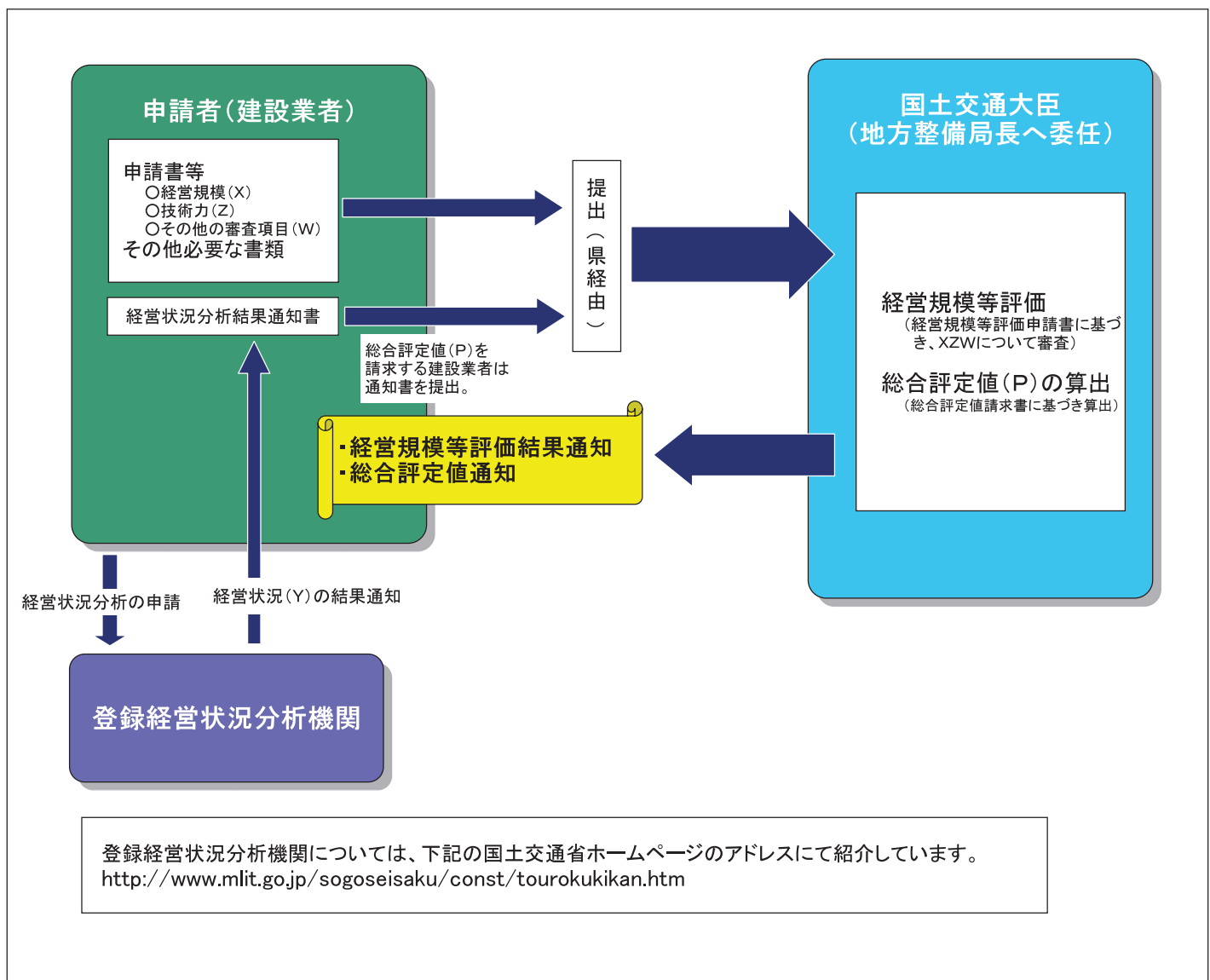
経営事項審査（経審）は、公共工事を直接請け負う建設業者が、必ず受けなければならない審査です。

公共工事の発注機関が、競争入札に参加しようとする建設業者の順位付け（ランク付け）を行う際に必要な客観的事項として経審が利用されています。

経審は経営状況分析（Y）と経営規模等評価（XZW）に分かれており、経営状況分析は登録経営状況分析機関が行い、経営規模等評価は建設業の許可行政庁が審査することになります。

九州地方整備局では、九州各県に主たる営業所（本店）を置く大臣許可業者の経審に関する事務を行っています。

（注）総合評定値（P）・・・経営状況（Y）と経営規模等（XZW）の全体についての総合的な評定値



経営事項審査についての詳細は、下記ホームページを参照下さい。  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/>

## 建設業者に対する指導・監督

建設業法では、建設業の適正な施工を確保し、法の目的を達成するために、行政庁が特に必要であると判断した場合には、建設業を営む者に対し、報告を求めるとも、勧告を行うことができる事となっています。

### 報告徴収

行政庁が、建設業者として不適正な行為や、建設業法違反がなかったかを明らかにするために必要であると判断した場合には、報告を求めるとも、営業所への立入検査を実施することがあります。

### 勧告等

行政庁は建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができます。

建設業法に違反したり、建設業者として不適正な行為を行うと、次のような行政処分を受けることがあります。

### 指示処分

指示処分とは、建設業者に建設業法違反や、その他不適正な事実があった場合に、是正や改善のために具体的にとるべき措置を行政庁から命令するものです。

### 営業停止処分

建設工事の施工等に関し、建設業者に特に不適切な行為があるときや、指示処分における指示の内容に従わない場合、行政庁が1年以内の期間を定めて建設業の営業停止を命ずるものです。特に不適切な行為がある場合とは、一括下請負の禁止規定など、建設業法上の違反があった場合だけでなく、刑法、独占禁止法など、他の法令に違反した場合も含まれます。

### 許可の取消し処分

不正の手段により許可を得た場合や、営業停止処分に違反した場合、又は営業停止処分にあたる行為で情状が特に重い場合は、建設業の許可が取り消されることとなります。

\* 特に監督処分の対象となる不正行為等については、「建設業者の不正行為に対する監督処分の基準について(平成14年3月28日国総建第67号)」に明記されています。

監督処分情報については下記を参照してください

### 建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/index.html>

## ■ 許可の要件 ■

建設業の許可を受けるためには、建設業法（以下「法」という。）第7条に規定する 4つの「許可要件」を備えていること 及び同法8条に規定する 「欠格要件」に該当しないこと が必要です。

なお、「許可要件」及び「欠格要件」については、以下のとおりです。

### 【許可要件】

#### ● その1：経營業務の管理責任者

##### ○ 経營業務の管理責任者としての経験がある者を有していること（法第7条第1号）

建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経營業務について一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断され、この要件が定められたものです。

なお、具体的な要件は、以下のとおりです。

許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員の中の1人が、個人である場合には本人または支配人のうちの1人が次のいずれかに該当することが必要であり、これらの者を経營業務の管理責任者といいます。

- (イ) 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。
- (ロ) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有していること。
- (ハ) 許可を受けようとする建設業に関し、7年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては本人に次ぐ地位をいう。）にあって、経營業務を補佐した経験を有していること。

\* ここでいう法人の役員とは、次の者をいいます。

- ・ 株式会社又は有限会社の取締役
- ・ 委員会等設置会社の執行役
- ・ 合名会社の社員
- ・ 合資会社の無限責任社員
- ・ 民法の規定により設立された社団法人、財団法人または協同組合、協業組合等の理事

\* 上記(ハ)により、申請（変更を含む。）をしようとする場合は、準ずる地位に該当するか否か個別ケースごとに審査が行われることとなりますので、許可行政庁にお問い合わせ下さい。

経營業務の管理責任者の設置は許可要件のため、例えば、許可を取得した後に経營業務の管理責任者が退職し、後任が不在となった場合は要件欠如で許可の取消し（法第29条第1項第1号）となります。このため、このような不在期間が生じないように、あらかじめ上記要件を満たす者を選任するなど、事前に準備しておくことが必要です。

## ● その2：専任技術者

### ○ 専任技術者の設置（法第7条第2号、同法第15条第2号）

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門的知識が必要になります。見積、入札、請負契約締結等の建設業に関する営業は各営業所で行われることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格または経験を有した者（専任技術者）を設置することが必要です。

この専任技術者は、許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、また建設業の種類により、それぞれ必要な資格等が異なります。

また、専任技術者は「営業所ごとに専任の者を設置」することとされていますので、その営業所に常勤していることが必要です。

なお、経營業務の管理責任者と同様、専任技術者の設置も許可要件の1つであるため、許可を取得した後に専任技術者が不在となった場合は許可の取消しの対象等になるので、注意することが必要です。

（注）一般建設業と特定建設業では要件が異なります。

☆ 許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には次に掲げる専任の技術者を置くことが必要です。

#### 《一般建設業の許可を受けようとする場合》

##### ① 指定学科修了者で高卒後5年以上若しくは大卒後3年以上の実務の経験を有する者（法第7条第2号イ該当）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、高校卒業後5年以上若しくは大学卒業後3年以上の実務経験を有し、かつ、それぞれ在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科（指定学科）を修めている者

\* 「指定学科」とは、建設業法施行規則第1条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されているものです。

##### ② 10年以上の実務の経験を有する者（同号ロ該当）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上の実務の経験を有している者

③ 建設省告示352号（昭和47年3月8日）の対象者（法第7条第2号ハ該当）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、旧実業学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後5年以上または旧専門学校卒業程度検定規定による検定で指定学科合格後3年以上の実務の経験を有する者

④ 国家資格者：建設省告示352号（昭和47年3月8日）の対象者（法第7条第2号ハ該当）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに定められた技術検定、技能検定等に合格した者

《特定建設業の許可を受けようとする場合》

① 国家資格者（法第15条第2号イ該当）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに定められた技術検定、技能検定等に合格した者

② 指導監督的な実務経験を有する者（同号ロ該当）

前述の《一般建設業の許可を受けようとする場合》の専任技術者要件を満たしている者で、かつ、許可を受けようとする建設業に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験を有する者

\* 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計、施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

\* 指定建設業の許可（下記参照）を受けようとする場合は、この②の要件に該当しても許可は取得できません（①または③のいずれかの要件を満たすことが必要です。）。

③ 大臣特別認定者：建設省告示第128号（平成元年1月30日）の対象者（同号ハ該当：同号イと同等以上の能力を有する者）

指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、当該講習の効果評定に合格した者若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者

\* 「指定建設業」とは、施工技術の総合性、施工技術の普及状況、その他の事情等を勘案して定められた業種で、現在、次の7業種が「指定建設業」として定められています。（建設業法施行令第5条の2）

指定建設業→土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業

\* 上記の「指定建設業」を受けようとする場合に設置しなければならない専任技術者は①または③の要件を満たすことが必要です。

\* 上記③の特別認定講習及び考査については、指定建設業制度が導入された際に行われたものであり、現在は実施していません。

---

● その3：誠実性（法第7条第3号）

請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかである場合は、建設業を営むことができません。これは、許可の対象となる法人若しくは個人についてはもちろんのこと、建設業の営業取引において重要な地位にある役員等についても同様です。

---

● その4：財産的基礎等（法第7条第4号、同法第15条第3号）

建設工事を着手するに当たっては、資材の購入及び労働者の確保、機械器具等の購入など、一定の準備資金が必要になります。また、営業活動を行うに当たってもある程度の資金を確保していることが必要です。このため、建設業の許可が必要となる規模の工事を請け負うことができるだけの財産的基礎等を有していることを許可の要件としています。

さらに、特定建設業の許可を受けようとする場合は、この財産的基礎等の要件を一般建設業よりも加重しています。これは、特定建設業者は多くの下請負人を使用して工事を施工することが一般的であること、特に健全な経営が要請されること、また、発注者から請負代金の支払いを受けていない場合であっても下請負人には工事の目的物の引渡しの申し出がなされてから50日以内に下請代金を支払う義務が課せられていること等の理由からです。

なお、一般建設業と特定建設業の財産的基礎等は、次のとおりです。

《一般建設業》

次のいずれかに該当すること。

- ・自己資本の額が500万円以上であること
- ・500万円以上の資金を調達する能力を有すること
- ・許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること

《特定建設業》

次のすべてに該当すること。

- ・欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと
  - ・流動比率が75%以上であること
  - ・資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること
-

## 【欠格要件】

### ● 欠格要件（法第8条、同法第17条（準用））

許可申請書またはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、また、許可申請者やその役員若しくは令第3条に規定する使用人が次に掲げるものに1つでも該当する場合、許可は行われません。

\* 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の①から⑩のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、①又は⑦から⑩までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならないと建設業法で規定されています。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ② 法第29条第1項第五号又は第六号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ③ 法第29条第1項第五号又は第六号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に法第12条第四号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者
- ④ ③に規定する期間内に法第12条第四号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、③の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは一定の使用人であつた者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑤ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ⑧ 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- ⑩ 法人でその役員又は一定の使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑧までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が法第29条の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第四号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前

から、建設業者である当該法人の役員又は一定の使用人であつた者を除く。)のあるもの

- ⑪ 個人で一定の使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑧までのいずれかに該当する者(②に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第四号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定使用人であつた者を除く。)のあるもの

(注)「一定の法令の規定」とは、次のとおりです。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第31条第7項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条ノ3、第222条又は第247条
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)
- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条
- ・ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第27条
- ・ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・ 景観法(平成16年法律第110号)第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・ 職業安定法(昭和22年法律第141号)第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・ 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

---

## ■ 許可申請の手続き ■

---

### 1. 許可申請書及び添付書類の準備

---

許可を受けようとする場合は、許可行政庁に許可申請書及び添付書類を提出することが必要です。

---

### 2. 確認書類

---

上記 1. の許可申請書及び添付書類のほかに、例えば、専任技術者の常勤性を客観的に確認することができる資料など、いわゆる**確認資料**の提出を求められる場合があります。

詳しくは、許可行政庁へ直接、お問い合わせ下さい。

---

### 3. その他（申請区分、許可手数料、提出先及び提出部数）

---

#### ① 許可申請の区分

##### ◆ 新規 ◆

現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合（以前許可を有していた者が許可取得後、許可業種の全部を廃業し、再度許可を取得するために申請する場合も、この「新規」に該当します。）

##### ◆ 許可換え新規 ◆

現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して新たに許可を申請する場合

##### ◆ 般・特新規 ◆

- a) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合
- b) 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

（bの場合で、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、当該特定建設業を廃業し、般・特新規として申請することとなります。）

（bの場合で、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後、新たに一般建設業の許可を申請することとなります。（新規許可申請となります。））

◆業種追加◆

- a) 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合
- b) 特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請しようとする場合

◆更新◆

すでに受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合

---

② 手数料の納入

許可を申請する場合は、次の区分により「登録免許税」または「許可手数料」の納入が必要です。

◆大臣許可を申請する場合の許可手数料◆

- 国土交通大臣の**新規の許可**  
**登録免許税 15万円**

《北海道開発局に新規の許可を申請する場合》

- 札幌北税務署  
住 所：〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目3番1号  
電話番号：011(707)5111

《東北地方整備局に新規の許可を申請する場合》

- 仙台北税務署  
住 所：〒980-8402 仙台市青葉区上杉1丁目1-1  
電話番号：022(222)8121

《関東地方整備局に新規の許可を申請する場合》

- 浦和税務署  
住 所：〒330-9590 さいたま市浦和区常盤4丁目11番19号  
電話番号：048(833)2651

《北陸地方整備局に新規の許可を申請する場合》

- 新潟税務署  
住 所：〒951-8685 新潟市営所通二番町692番地の5  
電話番号：025(229)2151

《中部地方整備局に新規の許可を申請する場合》

- 名古屋中税務署  
住 所：〒460-8522 名古屋市中区三の丸三丁目3番2号  
電話番号：052(962)3131

《近畿地方整備局に新規の許可を申請する場合》

- 大阪東税務署  
住 所：〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目5-63  
電話番号：06(6942)1101

《中国地方整備局に新規の許可を申請する場合》

- 広島東税務署  
住 所：〒730-0012 広島市中区上八丁堀3番19号  
電話番号：082(227)1155

《四国地方整備局に新規の許可を申請する場合》

- 高松税務署  
住 所：〒760-0018 香川県高松市天神前2番10号  
電話番号：087(861)4121

《九州地方整備局に新規の許可を申請する場合》

- 博多税務署  
住 所：〒812-8706 福岡市東区馬出1-8-1  
電話番号：092(641)8131

《沖縄総合事務局に新規の許可を申請する場合》

- 那覇税務署  
住 所：〒900-8543 那覇市旭町9番地  
電話番号：098(867)3101

\* 登録免許税は、日本銀行及び日本銀行歳入代理店若しくは郵便局を通じて上記税務署あてに納入することが可能です。

- 国土交通大臣の許可の**更新**及び同一区分内における**追加の許可**  
**許可手数料 5万円**

\* 収入印紙で納入（許可申請書にはり付ける。ただし、**消印はしないこと。**）

◆**知事許可を申請する場合の許可手数料**◆

- 都道府県知事の**新規の許可** **9万円**

- 都道府県知事の許可の**更新**及び同一許可区分内の**追加の許可** 5万円

\* 納入方法は、当該都道府県が発行する収入証紙による場合と現金による場合とがあり、都道府県により異なっていますので、詳細については、許可行政庁にお問い合わせ下さい。

---

### ③ 申請書等の提出先

#### ◆提出先◆

- 国土交通大臣許可を申請する場合  
本店の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方整備局長等に提出
- 都道府県知事許可を申請する場合  
都道府県知事に提出

#### ◆提出部数◆

- 国土交通大臣の許可の申請書（添付書類を含む。）  
正本1部と営業所のある都道府県の数と同数の写しの提出が必要です。
- 都道府県知事の許可の申請書（添付書類を含む。）  
都道府県知事が定める数が必要です。（許可行政庁へ直接、お問い合わせ下さい。）

■ 許可行政庁一覧 ■

● 都道府県建設業許可担当課一覧

都道府県名	担当課名	電話番号	備考
北海道	建設部建設管理室建設情報課	011(231)4111	○
青森県	県土整備部監理課	017(722)1111	○
岩手県	県土整備部建設技術振興課	019(651)3111	○
宮城県	土木部事業管理課	022(211)3116	○
秋田県	建設交通部建設管理課	018(860)2425	○
山形県	土木部建設業調整室	023(630)2572	○
福島県	土木部土木総務領域建設行政グループ	024(521)7452	○
茨城県	土木部監理課	029(301)1111	○
栃木県	土木部監理課	028(623)2390	○
群馬県	土木部監理課	027(223)1111	○
埼玉県	県土整備部建設業課	048(824)2111	○
千葉県	土木部管理課	043(223)3108	○
東京都	都市計画局市街地建築部建設業課	03(5321)1111	○
神奈川県	県土整備部建設業課	045(210)1111	○
山梨県	土木部土木総務課	055(237)1111	○
長野県	土木部監理課	026(232)0111	○
新潟県	土木部監理課建設業室	025(285)5511	○
富山県	土木部管理課	076(431)4111	○
石川県	土木部監理課	076(255)1111	○
岐阜県	基盤整備部建設政策課	058(272)1111	○
静岡県	土木部建設業室	054(221)3058	○
愛知県	建設部建設総務課	052(961)2111	○
三重県	県土整備部建設業・入札契約制度改革チーム	059(224)2660	○
福井県	土木部土木管理課	0776(21)1111	○
滋賀県	土木交通部監理課	077(524)1121	○
京都府	土木建築部指導検査課	075(451)8111	○
大阪府	建築都市部建築振興課	06(6941)0351	○
兵庫県	県土整備部県土企画局契約・建設業室	078(341)7711	○
奈良県	土木部監理課	0742(22)1101	○
和歌山県	県土整備部県土政策局技術調査課	073(432)4111	○
鳥取県	県土整備部管理課	0857(26)7347	○
島根県	土木部土木総務課建設産業対策室	0852(22)5185	○
岡山県	土木部監理課	086(224)2111	○
広島県	土木建築部管理総室建設産業室	082(228)2111	○
山口県	土木建築部監理課	083(922)3111	○
徳島県	県土整備部建設管理課	088(823)1111	○
香川県	土木部土木監理課	087(831)1111	○
愛媛県	土木部管理局土木管理課	089(941)2111	○
高知県	土木部建設管理課	088(823)1111	○
福岡県	建築都市部建築指導課	092(651)1111	○
佐賀県	県土づくり本部建設・技術課	0952(24)2111	○
長崎県	土木部監理課	095(824)1111	○
熊本県	土木部監理課	096(383)1111	○
大分県	土木建築部土木建築企画課	097(536)1111	○
宮崎県	土木部管理課	0985(24)1111	○
鹿児島県	土木部監理用地課	099(286)2111	○
沖縄県	土木建築部土木企画課	098(866)2384	○

※ 備考欄の○印を付した都道府県は、土木事務所等の出先機関で許可申請書の受付をしている場合を表しています。詳細については、上記担当課へお問い合わせください。

● 地方整備局等建設業許可事務担当課一覽

地方整備局等名	担当課名	電話番号	所管区域
北海道開発局	事業振興部建設産業課	011(709)2311	北海道
東北地方整備局	建政部計画・建設産業課	022(225)2171	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東地方整備局	建政部建設産業第一課	048(601)3151	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、長野
北陸地方整備局	建政部計画・建設産業課	025(280)8880	新潟、富山、石川
中部地方整備局	建政部建設産業課	052(953)8572	岐阜、静岡、愛知、 三重
近畿地方整備局	建政部建設産業課	06(6942)1141	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国地方整備局	建政部計画・建設産業課	082(221)9231	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国地方整備局	建政部計画・建設産業課	087(851)8061	徳島、香川、愛媛、 高知
九州地方整備局	建政部計画・建設産業課	092(471)6331	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局	開発建設部地方計画室	098(866)0031	沖縄

■ 指定学科一覧 ■

建設業法施行規則第1条

許可を受けようとする建設業	指 定 学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

■ 標識の掲示 ■

建設業者はその店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければなりません。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

↑ 35 cm以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可( )第号	
			国土交通大臣 知事 許可( )第号	
			国土交通大臣 知事 許可( )第号	
			国土交通大臣 知事 許可( )第号	
この店舗で営業 している建設業				
← 40 cm以上 →				

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

↑ 40 cm以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業	国土交通大臣 知事 許可( )第号		
	許可番号			
許可年月日				
← 40 cm以上 →				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣  
知事」については、不要のものを消すこと。

---

■帳簿の備付け■

---

営業所には、その営業に関する事項で一定のものを記載した帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

---

《帳簿に記載しなければならない事項》

- 1 営業所の代表者の氏名及びその者が当該営業所の代表者となった年月日
- 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項
  - (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
  - (2) 注文者と請負契約を締結した年月日
  - (3) 注文者の商号名称、住所、許可番号
  - (4) 完成検査の年月日
  - (5) 目的物の引渡しをした年月日
- 3 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項
  - (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
  - (2) 下請負人と下請契約を締結した年月日
  - (3) 下請負人の商号名称、住所、許可番号
  - (4) 完成検査の年月日
  - (5) 目的物の引渡しを受けた年月日
- 4 特定建設業者が注文者となった下請契約で、当該下請契約における請負人が特定建設業者や資本金が4,000万円以上の法人でない場合には、さらに次に掲げる事項
  - (1) 支払った下請代金の額、支払った年月日、支払手段
  - (2) 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
  - (3) 下請代金の一部を支払ったときは、支払代金の残額
  - (4) 遅延利息を支払ったときは、遅延利息の額、支払年月日

---

《帳簿に添付しなければならない書類》

- 1 契約書又はその写し
- 2 特定建設業者が注文者となった下請契約で、当該下請契約における請負人が特定建設業者や資本金が4,000万円以上の法人でない場合には、支払った下請代金の額、支払った年月日、支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 3 請け負った建設工事が施工体制台帳を作成しなければならないものであるときは、当該施工体制台帳のうち次に掲げる事項が記載された部分（工事完了後）
  - (1) 監理技術者の氏名、監理技術者資格
  - (2) 専門技術者を置いたときはその者の氏名、担当工事の内容、主任技術者資格
  - (3) 下請負人の商号名称、許可番号
  - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
  - (5) 下請負人が置いた主任技術者の氏名、資格
  - (6) 下請負人が専門技術者を置いたときはその者の氏名、担当工事の内容、主任技術者資格

建設工事の業種区分

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
	建設業法別表	昭和47年告示第350号	平成13年国総建第97号建設業許可事務ガイドライン
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
6 石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9 管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10 タイル・レンガ・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
13 ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

建設工事の区分の考え方

平成13年国総建第97号建設業許可事務ガイドライン

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。  
 ② 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。  
 ② 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。  
 ③ 「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。  
 ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。  
 ② 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、石綿スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。  
 ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした計量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

- ① ほ装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。  
 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。

建設工事の業種区分

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	
	建設業法別表	昭和47年告示第350号	平成13年国総建第97号建設業許可事務ガイドライン	
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装工事	内装工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械器具工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

建設工事の区分の考え方
平成13年国総建第97号建設業許可事務ガイドライン
「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。 なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
① 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ② 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ③ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ④ 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

監理技術者や主任技術者となりうる国家資格等

資格区分		建設業の種類		
建設業法 「技術検定」	合格証明書	1 級建設機械施工技士		
		2 級建設機械施工技士（第一種～第六種）		
		1 級土木施工管理技士		
		2 級土木施工管理技士	種別	土木
				鋼構造物塗装
				薬液注入
		1 級建築施工管理技士		
		2 級建築施工管理技士	種別	建築
				躯体
				仕上げ
		1 級電気工事施工管理技士		
		2 級電気工事施工管理技士		
		1 級管工事施工管理技士		
		2 級管工事施工管理技士		
1 級造園施工管理技士				
2 級造園施工管理技士				
建築士法 「建築士試験」	免許証	1 級建築士		
		2 級建築士		
		木造建築士		
技術士法 「技術士試験」	登録証	建設・総合技術監理（建設）		
		建設「鋼構造物及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）		
		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		
		電気電子・総合技術監理（電気電子）		
		機械・総合技術監理（機械）		
		機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）		
		上下水道・総合技術監理（上下水道）		
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		
		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		
		林業「林業」・総合技術監理（林業「林業」）		
		林業「森林土木」・総合技術監理（林業「森林土木」）		
		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		
		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		
電気工事士法 「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士		
		第2種電気工事士	実務経験	3年
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者（1種・2種・3種）		実務経験
電気通信事業法「電気通信主任技術者制度」	免状	電気通信主任技術者	5年	

◎：監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等  
 ○：主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等  
 (注1) 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格を有する者は、主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる。  
 (注2) 表中の「実務経験」は合格後、当該建設業の実務経験年数をいう。  
 (注3) 職業能力開発促進法の「技能検定」においては、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の実務経験を要する。

土 木	建 築	大 工	左 官	と び 土 工	石	屋 根	電 気	管	タ イル	鋼 構 造 物	鉄 筋	ほ 装	し ゅ ん せ つ	板 金	ガ ラ ス	塗 装	防 水	内 装 仕 上	機 械 器 具	熱 絶 縁	電 気 通 信	造 園	さ く 井	建 具	水 道 施 設	消 防 施 設	清 掃 施 設
◎				◎								◎															
○				○								○															
◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎		
○				○	○					○		○	○												○		
																○											
				○																							
	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎			
	○																										
		○		○					○	○	○																
		○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○			
							◎																				
							○																				
								◎																			
								○																			
																							◎				
	◎	◎				◎			◎	◎								◎									
	○	○				○			○									○									
		○																									
◎				◎			◎					◎	◎										◎				
◎				◎			◎			◎		◎	◎										◎				
◎				◎																							
							◎															◎					
								◎																			
								◎																			
◎				◎								◎															
																							◎				
◎				◎																			◎				
								◎																			
								◎																	◎		
								◎																	◎		◎
							○																				
							○																				
							○																				
																						○					

監理技術者や主任技術者となりうる国家資格等

資格区分		建設業の種類		
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免状	給水装置工事主任技術者	実務経験	1年
消防法「消防設備士試験」	免状	甲種消防設備士		
		乙種消防設備士		
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	建築大工		
		左官		
		とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工		
		ウェルポイント施工		
		冷凍空調和機器施工・空調和設備配管		
		給排水衛生設備配管		
		配管・配管工		
		タイル張り・タイル張り工		
		築炉・築炉工・れんが積み		
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工		
		石工・石材施工・石積み		
		鉄工・製罐		
		鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）		
		工場板金		
		建築板金・板金工（選択科目「建築板金作業」）・板金（選択科目「建築板金作業」）		
		板金・板金工・打出し板金		
		かわらぶき・スレート施工		
		ガラス施工		
		塗装・木工塗装・木工塗装工		
		建築塗装・建築塗装工		
		金属塗装・金属塗装工		
		噴霧塗装		
		路面標示施工		
		畳製作・畳工		
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工		
		熱絶縁施工		
		建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作成」）・カーテンウォール施工・サッシ施工		
		造園		
		防水施工		
		さく井		
その他		地すべり防止工事	実務経験	1年
		建築設備士		1年
		計装		1年

◎：監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等

○：主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等

(注1) 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格を有する者は、主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる。

(注2) 表中の「実務経験」は合格後、当該建設業の実務経験年数をいう。

(注3) 職業能力開発促進法の「技能検定」においては、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の実務経験を要する。

土木	建築	大工	左官	とび土工	石	屋根	電気	管	タイル	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設
								○																			
																											○
																											○
		○																									
			○																								
				○																							
				○																							
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			
				○				○																			

国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館3階

TEL 092-471-6331 (代表)

ホームページアドレス 九州地方整備局 <http://www.qsr.mlit.go.jp/>

九州地方整備局建政部 <http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/>

#### 問い合わせ先

建設業許可については

建設業係 内線6146, 6145

経営事項審査については

調査指導係 内線6149, 6150, 6148

【2008.3版】

